

**八幡平市地域公共交通活性化協議会
令和 6 年度第 1 回会議**

日時：令和 6 年 7 月 24 日(水) 13 時 30 分～

場所：八幡平市役所ホール棟 大ホール

次 第

1 開会

2 会長あいさつ

3 協議事項

- (1) 令和 5 年度事業報告及び収支決算について
- (2) 令和 6 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
- (3) 岩手県北バス路線の再編について
- (4) 八幡平市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部改正について
- (5) 八幡平市地域公共交通活性化協議会運賃協議分科会の設置について

4 その他

5 閉会

八幡平市地域公共交通活性化協議会委員名簿(任期:令和5年4月1日～令和7年3月31日)

	役職	所属	職名	氏名	出欠
1	会長	八幡平市	市長	佐々木 孝弘	出席
2	副会長	八幡平市	副市長	田村 泰彦	出席
3	委員	東北運輸局岩手運輸支局	首席運輸企画専門官(輸送監査部門)	竹林 孝也	出席
4	委員	東北運輸局岩手運輸支局	首席運輸企画専門官(企画調整部門)	佐々木 亜津子	-
5	委員	盛岡広域振興局経営企画部	企画推進課長	吉原 武志	出席
6	委員	盛岡広域振興局土木部岩手土木センター	道路河川整備課長	阿部 寛之	出席
7	委員	岩手県公安委員会	岩手県警察本部交通部参事官兼交通規制課長	三島木 達也	-
8	委員	岩手警察署	交通課長	千葉 憲生	出席
9	委員	八幡平市	建設課長	工藤 剛	出席
10	委員	公益社団法人岩手県バス協会	専務理事	菅原 克也	出席
11	委員	一般社団法人岩手県タクシー協会	専務理事	宮澤 淳	出席
12	委員	岩手県交通運輸産業労働組合協議会	副議長	大坪 勝利	-
13	委員	岩手県北自動車株式会社	営業本部乗合事業部 部長	八木澤 健	出席
14	委員	東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社	盛岡統括センター 所長	庄司 裕二	出席
15	委員	有限会社平舘タクシー	代表取締役	高橋 光男	出席
16	委員	西根観光タクシー株式会社	取締役	山口 智	出席
17	委員	有限会社安代観光タクシー	代表取締役	平 清史	出席
18	委員	八幡平市平舘地域振興協議会	事務局長	田村 栄造	出席
19	委員	八幡平市松尾地区地域振興協議会	理事	田村 英典	-
20	委員	畑地区振興協議会	会長	立花 貴人	出席
21	委員	岩手西北医師会	参与	及川 忠人	出席
22	委員	一般社団法人八幡平市観光協会	会長	田村 正彦	出席
23	委員	八幡平市商工会	会長	高橋 富一	出席
24	委員	八幡平市PTA連絡協議会	理事(八幡平市立松野小学校PTA会長)	舘柳 竜一	出席
25	委員	八幡平市老人クラブ連合会	会長	勝又 紘一	出席
26	委員	八幡平市婦人会連絡協議会	会長	佐々木 育子	出席
27	委員	岩手県立大学	総合政策学部 准教授	宇佐美 誠史	出席

協議事項（１）

令和５年度八幡平市地域公共交通活性化協議会事業報告及び収支決算について

1 令和５年度事業報告

①会議等の開催

期日	会議名等	場所等
令和５年６月１４日	第１回会議 ・令和４年度事業報告、収支決算について ・令和５年度事業計画（案）、収支予算（案）について ・安比高原地区における自家用有償旅客運送について ・八幡平市地域公共交通計画について	八幡平市役所３階大会議室
令和５年１２月１４日	第２回会議 ・地域公共交通計画策定に係る事態調査について ・次期地域公共交通計画骨子案について ・今後のスケジュールについて	市多目的ホール棟多目的ルーム１
令和６年２月１３日	第３回会議 ・八幡平市地域公共交通計画（案）について ・岩手県北バス路線の再編について	西根地区市民センター大集会室
令和６年３月１４日	第４回会議 ・八幡平市地域公共交通計画（案）の決定について	書面議決 （令和６年３月２２日）

②事業の実施

事業名	内容
八幡平市地域公共交通計画策定	○八幡平市地域公共交通計画策定調査業務 ・受注者：特定非営利活動法人いわて地域づくり支援センター ・金額：5,742 千円 ○実態・ニーズ調査等 ・JR 花輪線乗降調査（R5. 9. 14～10. 4） 市内各駅の乗降数調査（延べ 628 乗降） ・乗合バス状況調査（R5. 9. 2～10. 3） 利用目的の聞取り調査（延べ 354 人） ・コミュニティバス乗降調査（R5. 10. 23～11. 4） バス停ごとの乗降数調査 ・市民アンケート（R5. 11. 14～11. 27） 2,100 人に配布（地区ごと、年代ごとに対象抽出） 回答数：787 票（回答率 37. 9%） ・観光事業者アンケート（R5. 11. 14～11. 27） 79 社に配布、44 社から回答（回答率 55. 7%） ・住民ヒアリング（R5. 11. 27～12. 7） 市内福祉サロン 10 か所、70 名から聞取り調査。 ・事業者（交通、観光、医療福祉）ヒアリング（R5. 9. 28～10. 12） 交通関係 4 団体、観光関係 5 団体、医療福祉関係 4 団体からの聞取り調査 ・パブリックコメント（R6. 2. 16～R6. 3. 6） 意見数：4 件（1 名）

2 令和5年度収支決算

収入

(単位:円)

款	項	目	予算額	決算額	比較 (予算-決算)	摘要
1負担金	1負担金	1負担金	6,208,000	6,208,000	0	八幡平市負担金(協議会負担金500千円、計画策定負担金5,708千円)
2繰越金	1繰越金	1繰越金	499,861	499,861	0	
3補助金	1補助金	1補助金	815,250	815,250		岩手県(地域公共交通活性化推進事業費補助金)
4諸収入	1諸収入	1雑入	889	35	854	預金利息
計			7,524,000	7,523,146	854	

支出

(単位:円)

款	項	目	予算額	決算額	比較 (予算-決算)	摘要
1運営費			760,000	270,526	489,474	
	1会議費	1会議費	710,000	245,856	464,144	委員報酬、費用弁償
	2事務費	1事務費	50,000	24,670	25,330	振込手数料
2事業費	1事業費	1事業費	6,714,000	5,742,000	972,000	八幡平市地域公共交通計画策定調査業務委託料(5,742千円)
3予備費	1予備費	1予備費	50,000	0	50,000	
計			7,524,000	6,012,526	1,511,474	

収入合計 7,523,146 円 - 支出合計 6,012,526 円 = 次年度繰越金 1,510,620 円

監 査 報 告

八幡平市地域公共交通活性化協議会に係る令和5年度の収支決算について令和6年7月5日に、関係帳簿、証拠書類等を厳密に監査した結果、その内容は正確であり、収支はいずれも適切であったことを認め、ここに報告します。

令和6年7月24日

監事 岩手県北自動車株式会社

乗合事業部長

八木澤



監事 八幡平市平館地域振興協議会

事務局長

田村 栄造



協議事項（２）

令和６年度八幡平市地域公共交通活性化協議会事業計画（案）及び収支予算（案）について

１ 令和６年度事業計画（案）

①八幡平市地域公共交通計画の推進

計画に掲載されている戦略①～⑧（計画書 P58～64）について取り組みます。

戦略① 路線バスの集約による運行・運営の効率化

【R6 年度予定】

再編検討

戦略② コミュニティバスの利用者利便性の向上

【R6 年度予定】

松尾地区へのデマンド運行導入検討

西根地区のダイヤ見直し

戦略③ 鉄道、路線バスの利用促進

【R6 年度予定】

通学定期券補助の継続

サイクルトレインの検討、実証

戦略④ 幹線バス等市内幹線の充実

【R6 年度予定】

経路、バス停の増設、ダイヤ見直し検討

戦略⑤ 通学や通勤ができる公共交通の充実

【R6 年度予定】

IGR 好摩駅からの帰宅便の運行可能性調査（検討前調査）

戦略⑥ クルマがなくても安心しておでかけできる環境づくり

【R6 年度予定】

免許返納者への交通利用券交付事業の継続

出前講座、体験乗車会の実施

戦略⑦ 観光二次交通の充実

【R6 年度予定】

広域観光ハイヤー導入

岩手山サービスエリア活用の検討

戦略⑧ 来訪者の市内周遊ニーズへの細やかな対応

【R6 年度予定】

自家用有償旅客運送の継続（安比高原）

多様な交通手段による維持の検討（松川温泉）

2 令和6年度収支予算(案)

収入

(単位:円)

款	項	目	本年度予算	前年度予算	比較	摘要
1負担金	1負担金	1負担金	0	6,208,000	△ 6,208,000	八幡平市負担金
2繰越金	1繰越金	1繰越金	1,510,620	499,861	1,010,759	
3補助金	1補助金	1補助金	0	815,250		
4諸収入	1諸収入	1雑入	380	889	△ 509	預金利息等
計			1,511,000	7,524,000	△ 6,013,000	

支出

(単位:円)

款	項	目	本年度予算	前年度予算	比較	摘要
1運営費			760,000	760,000	0	
	1会議費	1会議費	710,000	710,000	0	委員報酬等
	2事務費	1事務費	50,000	50,000	0	振込手数料
2事業費	1事業費	1事業費	701,000	6,714,000	△ 6,013,000	アドバイザー招へい、実態調査
3予備費	1予備費	1予備費	50,000	50,000	0	
計			1,511,000	7,524,000	△ 6,013,000	

協議事項（３）

岩手県北バス路線の再編について

八幡平市内には、盛岡市～八幡平市を繋ぐ地域間幹線系統路線（国庫補助路線）として「平舘駅前線」「大更駅前線」「八幡平 MH 線（田頭経由）」「八幡平 MH 線（平舘経由）」「松川温泉線」の５路線が運行しておりますが、市地域公共交通計画（P58 戦略①）にもあるとおり、令和７年度以降は、現在の５路線を再編し、国庫補助要件を確保することで安定した運行の維持を図ることとしております。

令和６年１０月から、バス事業年度が令和７年度（令和６年１０月～令和７年９月）となり、路線再編により国庫補助から外れる区間「八幡平 MH 線（平舘経由）における平舘駅～八幡平 MH 間」については、新たな路線として令和７年３月まで運行を維持することとしておりますので、そのことについて協議いたします。



路線名	輸送量（要件 15～150 人）	備考
A 平舘駅前線	17.1	※輸送量：R7 国庫補助における計画輸送量
B 大更駅前線	15.4	
C 八幡平 MH 線（田頭経由）	23.0	
D 八幡平 MH 線（平舘経由）	12.5	
E 松川温泉線	18.0	

協議事項（４）

八幡平市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部改正について

令和５年１０月１日の道路運送法の改正により、一般乗合旅客運送事業の運賃等を協議するには、同法第９条第４項に基づくものを構成員とする会議において協議し、協議が調った場合は、運賃を届け出ることができるとなったものです。

また、小川タクシー株式会社が、令和５年１０月２０日に一般乗用旅客事業の認可を受け、八幡平市内においてタクシー事業を開始しておりますので、当協議会の構成員としたいことから、要綱の一部改正をするものです。

【協議運賃について】

乗合バスの運賃については、通常、国土交通大臣が適正な原価に適正な利潤を加えたものであることを審査し許可しますが、地域の関係者間の合意形成のもとで決定（国土交通大臣へ届出）、運賃設定することが可能となっており、このように決定した運賃を「協議運賃」と言います。

【道路運送法の改正（R5.10）について】

- ・運賃協議に関し、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないよう、運賃協議の際は、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加することとした。
- ・住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置を講ずることを規定。

一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃の運用見直し(R5.10～)

- これまで**地域公共交通会議において協議してきた運賃（協議運賃）**について、独占禁止法上のカルテルに当たるとの疑義が生じないようにする観点から、事業者としては運賃等を定めようとする当該一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加する（＝地域公共交通会議とは**別の会議等で協議**する）よう改正されました（道路運送法第9条等）。
- 構成員の見直しに伴い、あらかじめ、**住民、利用者その他利害関係者の意見を反映**するための措置を講ずることが規定されました。

【参考】地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）による道路運送法等の改正の内容

改正前

○道路運送法第9条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、当該運送に係る運賃等について地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の**国土交通省令で定める関係者間の協議**が調つたときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

○道路運送法施行規則

第九条の二 法第九条第四項の協議が調つたときは、同項の届出に係る運賃等について**地域公共交通会議**（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）又は協議会において協議が調つているときとする。

第九条の三 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の**地方公共団体の長**
- 二 **一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体**
- 三 **住民又は旅客**
- 四 **地方運輸局長**
- 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の**運転者が組織する団体**

2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送について協議を行う場合には、次に掲げる者
 - イ 道路管理者
 - ロ 都道府県警察
- 二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

改正後

○道路運送法第9条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、**次に掲げる者を構成員とする協議会**において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調つたときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調つたときも、同様とする。

一 当該路線等をその区域に含む**市町村**（特別区を含む。以下同じ。）又は**都道府県**

二 **当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者**

三 当該路線等を管轄する**地方運輸局長**

四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が**関係住民の意見を代表する者として指名する者**

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の**住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置**を講じなければならない。

協議運賃の運用見直しを踏まえた対応のポイント

① 運賃協議会の設置

(対応例)

- ・ 運賃協議に特化した新たな協議会を設置
- ・ 地域公共交通会議（これまで運賃協議をしていた会議）の要綱に、「運賃の協議は別に定める構成員で行う」等の規定を追加
- ・ 地域公共交通会議の「分科会」や「WG」として、構成員を定めて協議を行う等の規定を追加

※学識経験者・有識者はいわゆる「オブザーバー」等としての参画が基本となりますが、法第9条第4項第4号に規定する者（関係住民の意見を代表する者として指名する者）としての参画も可能です。

② 運賃協議会の開催方法

(対応例)

- ・ 運賃協議会単独での開催
- ・ 地域公共交通会議の開催前または開催後に連続して開催。ただし、連続して開催する場合は、運賃協議会の構成員以外は退室する、地域公共交通会議とは別室で行うなど、留意が必要です。

※独占禁止法のカルテルに該当しないよう、運賃を定めようとする乗合事業者のみが協議に参加。
また、複数事業者の運賃（区域運行を複数事業者が実施など）を協議する場合は、独占禁止法上の疑義が生じないよう、1事業者ごとに行うなど配慮が必要。

③ 住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置

- ・ 「公聴会」はあくまでも例示ですので、住民、利用者、利害関係者へ広く意見を求める手法であれば、その他の方法によることも可能です。

(対応例)

パブリックコメント、市政広報誌、自治会への説明と事業者説明会、自治体ホームページでの意見募集、住民・利用者・利害関係者等に対するアンケート調査 等

八幡平市地域公共交通活性化協議会設置要綱

平成27年 2 月 4 日 告示第 6 号

改正 平成28年 3 月28日 告示第60号
平成31年 3 月29日 告示第24号
令和 2 年12月28日 告示第134号

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成に関する協議及び交通計画の実施に係る連絡調整を行うため、八幡平市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査及び協議を行うものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合運送の態様~~及び運賃・料金等~~に関する事項
- (2) 市町村有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (4) 交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (5) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (6) 前5号に掲げるもののほか協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

2 道路運送法第9条第4項に規定する運賃等に関する事項は、第8条に定める分科会において協議を行う。

(委員)

第3条 協議会の委員は、別表に掲げる者をもって構成し、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から2年間とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 協議会は、必要に応じて第1項に規定する委員以外の者の出席を求めることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は市長を、副会長は副市長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、必要に応じ随時に開催することができる。
- 3 会議の議決の方法は、多数決とし、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会議は、原則公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

(協議結果の尊重義務)

第6条 協議会において協議が整った事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。

(部会)

第7条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査検討を行うため、必要に応じ協議会に部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第8条 分科会は、委員のうち道路運送法第9第4項に定める者をもって構成する。

2 分科会の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(監事)

第~~8~~9条 協議会に監事2人を置く。

2 監事は、~~第3条に定める構成員委員~~のうちから市長が任命する。

3 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(庶務)

第~~9~~10条 協議会の庶務は、まちづくり推進課において処理する。

(経費の負担)

第~~10~~11条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金等をもって充てる。

(財務に関する事項)

第~~11~~12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第~~12~~13条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第~~13~~14条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成27年2月4日から施行する。

附 則 (平成28年3月28日告示第60号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日告示第24号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月28日告示第134号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和 年 月 日告示第 号)

この告示は、令和 年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

八幡平市長
八幡平市副市長
東北運輸局岩手運輸支局職員
盛岡広域振興局経営企画部職員
盛岡広域振興局土木部岩手土木センター職員
岩手県公安委員会代表
岩手警察署交通課職員
八幡平市建設課長
公益社団法人岩手県バス協会代表
一般社団法人岩手県タクシー協会代表
岩手県交通運輸産業労働組合協議会バス関係役員
岩手県北自動車株式会社代表
東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社代表
有限会社平舘タクシー代表
西根観光タクシー代表
小川タクシー株式会社代表
有限会社安代観光タクシー代表
西根地区地域振興協議会代表
松尾地区地域振興協議会代表
安代地区地域振興協議会代表
一般社団法人岩手西北医師会代表
一般社団法人八幡平市観光協会代表
八幡平市商工会代表
八幡平市PTA連絡協議会代表
八幡平市老人クラブ連合会代表
八幡平市婦人会連絡協議会代表
識見を有する者

八幡平市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部を改正する告示新旧対照表

資料

15

現 行	改正後
(協議事項) 第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査及び協議を行うものとする。 (1) 地域の実情に応じた適切な乗合運送の態様及び運賃・料金等に関する事項 (2)～(6) (略)	(協議事項) 第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査及び協議を行うものとする。 (1) 地域の実情に応じた適切な乗合運送の態様に関する事項 (2)～(6) (略) <u>2 道路運送法第9条第4項に規定する運賃等に関する事項は、第8条に定める分科会において協議を行う。</u>
(監事) 第8条 (略) 2 監事は、<u>第3条に定める構成員</u>のうちから市長が任命する。 3 (略)	(分科会) <u>第8条 分科会は、委員のうち道路運送法第9条第4項に定める者をもって構成する。</u> <u>2 分科会の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。</u>
(庶務) <u>第9条</u> (略)	(監事) 第9条 (略) 2 監事は、<u>委員</u>のうちから市長が任命する。 3 (略)
(経費の負担) <u>第10条</u> (略)	(庶務) <u>第10条</u> (略)
(財務に関する事項) <u>第11条</u> (略)	(経費の負担) <u>第11条</u> (略)
(協議会が解散した場合の措置) <u>第12条</u> (略)	(財務に関する事項) <u>第12条</u> (略)
(委任) <u>第13条</u> (略)	(協議会が解散した場合の措置) <u>第13条</u> (略)
	(委任) <u>第14条</u> (略)

現 行	改正後
別表（第3条関係）	別表（第3条関係）
(略)	(略)
西根観光タクシー株式会社代表	西根観光タクシー株式会社代表
有限会社安代観光タクシー代表	小川タクシー株式会社代表
(略)	有限会社安代観光タクシー代表
	(略)

協議（５）

八幡平市地域公共交通活性化協議会運賃協議分科会の設置について

一般乗合旅客運送事業の運賃等を協議するため、八幡平市地域公共交通活性化協議会運賃協議分科会を設置したいので、「八幡平市地域公共交通活性化協議会運賃協議分科会規約（案）」の内容について協議いたします。

八幡平市地域公共交通活性化協議会運賃協議分科会規約（案）

（設置）

第1条 八幡平市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、協議会設置要綱第8条の規定に基づき、八幡平市地域公共交通活性化協議会運賃協議分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 分科会は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に規定される運賃等（以下「協議運賃」という。）に関する協議及び調整を行うことを目的とする。

（協議事項）

第3条 分科会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- （1） 協議運賃に関する事項
- （2） その他分科会の目的を達成するために必要な事項

（委員）

第4条 分科会の委員は、協議会の委員のうち、次の各号に掲げる団体等に所属する者を協議会会長が指名する。

- （1） 国土交通省東北運輸局岩手運輸支局
- （2） 住民の代表
- （3） 協議運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- （4） 八幡平市

（分科会長）

第5条 分科会長は、前条第1項第4号に規定する者が務める。

（会議）

第6条 分科会の会議は、分科会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。
- 3 分科会の議事は出席した委員の合議により決し、合議により決することができないときは、分科会長の決するところによる。
- 4 会議は、原則非公開とする。
- 5 会議は、書面にて開催することができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、分科会長が別に定める。

（庶務）

第7条 分科会の庶務は、八幡平市まちづくり推進課において処理する。

（補足）

第8条 この規約に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項又は規約に疑義が生じた事項は、分科会で協議の上、定めるものとする。

附 則

- 1 この規約は、令和6年 月 日から施行する。